

災害時の資金繰りを支援する

林業・木材産業災害復旧対策保証

近年、地震や豪雨等による自然災害が多く発生し、林業・木材産業を営む皆様が直接的、間接的に被災し、事業継続に支障をきたす場合があります。

災害発生後において、林業者の皆様が復旧・再建資金を少ない負担、かつ、別枠で保証を受けられるよう、独立行政法人農林漁業信用基金では「林業・木材産業災害復旧対策保証」を平成31年4月に新設しました。

ご利用対象者	林業・木材産業を営む方で災害（ <u>林野庁長官の指定する災害</u> ）により直接的、間接的（主要取引先の被災等）に被害を受けられた方
保証限度額	8,000万円（通常の保証限度額とは別枠で利用できます。）
資金使途	事業の復旧、再建に必要な新たな資金
保証期間	運転資金5年以内（特認7年以内）、設備資金15年以内 （返済据置期間は2年以内）
返済方法	一括返済／分割返済
保証料の特例	<u>最大で5年間「保証料免除」となります。</u>
貸付利率	金融機関所定の利率（市町村の利子補給制度を利用できる場合があります。）
貸付方式	手形貸付／証書貸付
保証人	原則として1名以上（法人代表者を含む。）
担保	必要に応じて
出資金	保証額に対して出資金が必要です。 （完済後、ご請求により出資金を返戻いたします。）
その他	・直接被災者の場合は、市町村長が発行する「り災証明書」または「被災証明書」が必要となります。 ・間接被災者の場合は「被害証明書(信用基金指定様式)」が必要となります。
申込窓口	お取引先の金融機関へ直接お申込みください。
相談窓口	独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証業務部 業務課 〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12 電話 03-3294-5585・5586



※融資及び保証については一定の審査をさせていただきます。